

正 本

副本直送 印

平成 27 年（行ケ）第 10044 号審決取消請求事件

原 告 杉村和高

被 告 特許庁長官

平成 27 年 4 月 27 日

知的財産高等裁判所第 1 部 御中

原 告 杉村和高 印

準 備 書 面

頭書事件について、原告は、次のとおり弁論を準備する。

第 1 審決の理由に対する認否

審決の理由に対する認否は、平成 27 年 3 月 4 日提出の訴状において記載致しましたので、これを省略致します。

第 2 原告の主張

主張その 1（本願発明の根拠とする自然現象と本願発明）

本願発明は、河川における自然現象を長年に亘り観察することによって発見した法則を元に考案したものであり、従来に無い新しい考え方に基づくものです。

以下の記述では、本願発明を理解して頂くために、本願発明の根拠とする自然現象及びその法則を説明しています。また、本願発明に至る個人的経緯も説明しています。なお、以下に記述する河川上流中流の石や岩の自然法則は、その法則の全てではありません。本願発明に直接関わる法則に限って説明しているものです。

（イ）河川上流中流の石や岩の法則（１）

日本の河川では、中流から上流になるほど石や岩の数が多くなり、それぞれの石や岩の大きさも大きくなるのが普通です。これは、河川の上流や中流を見たことがある人なら誰もが気が付く事です。でも、この表現は少し正確性に欠けています。

上述の表現を言い換えると、石や岩の多い河川では、上流になるほど数多くある石や岩の中で最も大きな石や岩の大きさが大きくなる。ということだと思います。

石や岩の多い河川では上流になるほど、その場所にある大きな石や岩の大きさが大きくなり、その場所にある様々な石や岩の大きさの差異が大きくなるのが普通です。中流から上流に至るそれぞれの場所にある土砂は、大きな石や岩だけではありません。大きな石や岩より小さな石や岩も、さらに小さな土砂も多くあります。大きな石や岩はその他の土砂よりも目立つのではないのでしょうか。

一般的にはこのように回りくどい説明をしなくても、前出の表現で十分に通用しています。

この現象は、河川の流れの傾斜と流れる水量の違いによって、それぞれの場所ごとにその侵食と堆積の程度が異なることによって生じています。

傾斜が強くても水量が少ない上流では、小さな土砂が侵食されて大きな石や岩が残されています。水量が多い中流では傾斜が穏やかなので、小さな土砂が多く堆積しますが、大きな石や岩が流下して来ることは少なくなります。

これらを簡単に言えば、大きな石や岩ほど流下し難いのであり、小さな土砂ほど流下し易いのです。その結果として、石や岩の多い河川では上流になるほど、それぞれの場所にある石や岩の大きさが大きくなっています。

これは、石や岩の多い河川上流や中流の自然法則であると言えるでしょう。

（ロ）河川上流中流の石や岩の法則（２）

河川の上流や中流では様々な大きさの土砂が大量にあります。そして、様々な大きさの石や岩があることによって生じている特別な現象も発生しています。

水の流れがある場所では、大きな石や岩がその他の小さな土砂の流下を促進して

いるのです。その実際は、河川の上流や中流にある淵によって顕著に示されています。

河川の上流や中流には、他より深くなっている淵と呼ばれる場所があります。淵は、規模の大きな増水の時であっても移動する事の無い大きな石や岩、あるいは水流に面した岸壁のある場所に出来ます。

それらの場所は、規模の大きな増水の時にはその川底が深く掘れてしまいます。規模の大きな増水が終わりに近づき減水するようになれば、それらの場所は上流から流れて来る小さな土砂によって埋まってしまいます。

しかし、その後に普通の増水が何度かあれば、それらの場所に堆積した小さな土砂は次第に下流に流され、規模の大きな増水時に深く掘れた場所はやがて淵になります。

河川上流や中流に出来る淵には一定の法則があります。淵を形成しているのは大きな石や岩であり、これらの淵ではその石や岩が大きくなるほど淵の大きさも大きくなります。

河川の上流で、ほぼ同じような水量の場所であっても、そこにある石や岩が大きい場所ほど淵は大きくなります。また、違う河川のそれぞれの場所であったとしても、その場所の淵が大きければ大きいほど、その場所にある石や岩の大きさが大きくなっているのが普通です。

つまり、この現象は、どのような河川であっても、どのような流れであっても成立している現象であると言えます。

この現象は前述の、大きな石や岩ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易い、と言う法則とは異なった現象です。

仮に、大きな石や岩ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易いと言う法則だけで様々な土砂が流下しているとした場合、大きな石や岩に面した場所の土砂の流下の仕方がほかの場所と異なることは無いはずです。大きな石や岩がある場所でも小さな石や岩のある場所でも、それらの石や岩以外の土砂の流下の仕方に違いが生じて

いることは無いはずです。

また、前述の法則だけで様々な土砂が流下しているとしたら、淵がある場所の石や岩が大きいほど淵の大きさが大きくなることも考えられないのです。

つまり、流れの中にある大きな石や岩は周囲の土砂の流下を促進させているのです。

土砂の大きさの差が大きければ大きいほど、石や岩がある場所の水流が強ければ強いほど、その作用は強くなります。

この現象の発生は淵の形成作用の場合だけにとどまりません。河川上流や中流の流れの底や岸辺を良く観察すれば、流れが深くなっている場所には大きな石や岩があることに誰でも気が付くはずです。

この現象は、河川上流の地形にもそれを見ることが出来ます。上流では兩岸に岸壁が続いている谷間を見ることがあります。このような谷間では岸壁に囲まれた流れの中の土砂が流下し易いのです。このような谷間では侵食が進んで川底に岩盤が露出している場合が多くあります。

また、谷間が狭くて川底の侵食が激しいので、岸壁に囲まれて長い淵が続くこともあります。九州の高千穂峡はこのような地形で有名です。

大きな石や岩が土砂の流下を促進する現象は、コンクリート護岸のある場所でも同じように見ることが出来ます。コンクリート護岸は人工的に作られた長く続く岸辺の岸壁です。コンクリート護岸の岸辺から石や岩が流失し易いのは、コンクリート護岸のある場所であればどこにでも発生している事です。

コンクリート護岸建設以前の岸辺には、大きな石や岩が多くありました。しかし、コンクリート護岸が建設されれば、それらの大きな石や岩の多くが流下してしまいます。ですから、コンクリート護岸の岸辺は侵食され易くなります。

コンクリート護岸の基礎が流れによって侵食されることも多くあります。コンクリート護岸の岸辺から大きな石や岩が流下した後に上流から石や岩が流下して来ても、流れ下って行った石や岩と同じような大きさの石や岩であるとは限りません。

上流から流下して来る石や岩の大きさが小さければ、コンクリート護岸の岸辺の

石や岩の大きさは小さくなります。この繰り返しによって、コンクリート護岸の岸辺の土砂の大きさは次第に小さくなることが多いのです。

これらの変化は、コンクリート護岸の建設直後には気が付かれることはないでしょう。しかし、コンクリート護岸の建設後5年或いは10年ほどの時間が経過すれば、ほとんどのコンクリート護岸の岸辺から以前にあった大きさの石や岩が少なくなっている事が明らかになるでしょう。

大きな石や岩が周囲の小さな土砂の流下を促進させる作用は、海岸でもそれを見ることが出来ます。

海岸の砂浜で浜辺へと打ち上げた波が海へ戻って行くときに、足元の砂が他の場所より激しく流れて行くことは多くの人が経験していることです。この場合では足が大きな石や岩の役割を果たしています。

大きな石や岩が周囲の土砂の流下を促進する現象は、水の流れる場所に大きさの異なる土砂があればどこにでも発生しています。水流が強ければ強いほど、土砂の大きさの差が大きければ大きいほどその作用は強くなります。

上述した、それぞれの状況での現象は、従来より多くの人に知られていた現象です。しかし、それらが、水流がある場所に大きさが異なる土砂があれば、共通して発生している自然現象である事は、今まで指摘されたことはありませんでした。

ですから、この現象は新しく発見された自然法則であると言えます。

(ハ) 本願請求項1に係る発明

本願発明は、上述（ロ）の現象を利用した発明です。

大きな石や岩が周囲にある土砂の流下を促進させるとは言っても、その作用は水流による土砂の流下作用があることによって発生しているのに過ぎません。

本願発明は、石や岩の替りに、杭や柱を水底に固定することによって、この作用を継続的に発生させます。杭や柱であっても固定してその場所にあり続ければ、増水の時でも動かない石や岩と同じ働きをします。様々な土砂による磨滅を防ぐために杭や柱の資材を硬質なものに指定しています。また、流れの方向に杭や柱を連続

させることによってその作用を増大化させています。

上述（ロ）の現象を利用した発明である本願発明の請求項の記述「水の流れの中に、硬質な資材からなる杭あるいは柱を、流れの方向に沿って連続して列柱状に設置固定することを特徴とする、土砂の流下を促進させる方法。」は、従来には無かった考え方であり、新しい概念であると言えます。

（二） 上述、（イ）（ロ）（ハ）の記述とその経過

上述、（イ～ハ）と同様の内容は、書証甲４（平成２３年５月６日公開の公開特許公報、特開２０１１－８９２５０）の【発明の詳細な説明】【００１１】～【００２３】において記述しています。

また、上述（イ～ハ）と同様の内容は、書証甲１０（平成２５年１２月２４日提出の審判請求書の２頁１８行目より７頁３行目まで）でも詳細に説明しています。

しかしながら、平成２７年１月２０日の審決においては、それらの記述について一言一句たりとも触れてはいません。

上述（イ～ハ）の記述、及び書証甲４公開特許公報、及び書証甲１０審判請求書の記述こそが、本願発明の核心を説明するものであり、また、その内容が、その他の発明によって容易に発明できるものではないことを証明するものです。

平成２７年１月２０日の審決がそれらの記述に全く触れることなく、本願発明を「拒絶すべきもの」としたことは、全く不可解であり、全く理解出来ない事です。

（ホ） 本出願人が本願発明に至った個人的経緯

本出願人は４０数年前より溪流釣りを趣味としていました。その趣味に関わる中で素朴な疑問を持つようになりました。

溪流釣りは河川上流の石や岩の多い流れで行う釣りですが、それらの場所には必ず淵があり瀬があるのです。河川の上流や中流の景色は全く多様性に満ちています。稀に似たような景色があったとしても同じ景色はどこにもありません。そのような状況にも関わらず、どこかの河川にも淵があり瀬があるのです。

大水が出た後にそれらの景色が変わってしまったとしても、月日の経過と共に、

淵があった場所には再び淵が出来、瀬があった場所はやはり瀬になるのです。

河川の上流に淵や瀬が出来るのには、何らかの法則があるのに違いない、と本出願人は考えました。しかし、様々な書籍を調べた限りではそれらに該当する記述はどこにもありませんでした。

やがて、本出願人はこの問題を個人的な課題として継続して考えるようになりました。溪流釣りに出かけた時や、帰った後や、冬の休日など、溪流の様々な様相を折に触れて考えましたが、いつまでたっても、皆目見当のつかない課題でした。

しかし、6年ほど前にちょっとしたヒントがつかめたのです。それは、淵には大きな石や岩がある、その石や岩が大きければ大きいほど淵の大きさも大きくなる、と言う事実でした。それを契機として問題は少しずつ解けてきました。

本出願人は、河川上流や中流の景色に関するそれらの考え方をWEB上に発表するようになりました。そして、近年になって、ようやく河川上流や中流に出来る景色の大方の謎が解けるようになったと考えています。

河川上流や中流の景色を考えることは、実は、河川上流や中流の土砂流下の法則を考える事でした。

河川上流や中流の土砂流下の法則が少しずつ明らかになって来る過程で、もう一つ明らかになってきたのは、上流や中流の河川工事の誤りでした。

上流中流のコンクリート護岸や砂防堰堤が、河川全体の治水に悪影響を及ぼしている事が次第に明確になってきたのです。しかし、それらの工事が治水に悪影響を及ぼしているとしても、そのことを指摘するだけでは事態が改善することはありません。

本出願人は、年々悪化し続ける上流や中流の状況を改善する方法も考えざるを得ませんでした。

本願発明はそれらの過程で考案したものです。ですから、本出願人は、本願発明以外にも治水に関わる幾つかの発明を特許出願しています。

また、本願発明が根拠とする河川上流中流の土砂流下の法則や、その他の河川上

流中流の土砂流下の法則はWEB上の論述として公開しています。

書証甲11（WEB上の頁「河川の中上流部の溪相についての考察」）は、本出願人が河川上流や中流の土砂流下について考えた成果を発表している論述集の表紙に当たる頁です。

この頁では、それぞれの論述の目次と共に各論述の更新履歴も明らかにしています。

なお、書証甲11「河川の中上流部の溪相についての考察」のURLは（<http://www.pluto.dti.ne.jp/~sugi/Keiryuu/keiryuu00.html>）です。

主張その2（審決、理由4.対比（b）及び（相違点）について）

先に提出した「訴状」請求の原因3 審決の理由に対する認否の（3）において記述しました事項について詳細に説明致します。

（イ）審決、理由4.対比（b）の前半について

（a）審決、理由4.対比（b）の前半では、「引用発明の「河川の水流の主力を河心に誘導して高速度を以って流下する自然の水流の掃流力を利用して河床心堤の両側に沿った河床を洗掘し、定水路6.7を建設し」は、河川中央付近の定水路は水流が高速になるから、水流の掃流力により土砂等の流下を促進させる作用も有していることは明らかである。」としています。

しかしながら、ここに引用しました、審決4.対比（b）の前半の記述は間違えたものでありますので、以下にその詳細を説明します。

（b）先ず、審決、理由4.対比（b）では文章の前半をカッコで括り、あたかもそれが書証甲1引用発明からの直接的引用であるかのように記述していますが、原文の書証甲1引用発明には、このような文章はありません。

このカッコ内の文章は、書証甲1引用発明の2頁左側9行目から16行目までの文章の一部分を省略して、直接には記述のない部分を付け加えた文章です。

審決、理由4.対比（b）のカッコ内の文章にあたる部分は、書証甲1引用発

明の原文では「（～河心に沿って河床に河床心堤を設けて）河川の水流の主力を河心に誘導して高速度を以って（流下し、）流下する自然の水流の掃流力を利用して河床心堤の両側に沿った河床を（均等に）洗掘し（て河心に沿って河川の定水路を自動的に建設し、之を保護して蛇行する水流を矯正し、以って水災を未然に防止せんとするものである。）」（書証甲 1 引用発明の 2 頁左側 9 行目～ 16 行目）と記述されています。丸カッコ内が原文と対比（b）の引用とで異なっている部分です。

同じカッコ内の文章の最後の部分「定水路 6、7 を建設し」をそのまま記述した文章は、何処にも見当たりません。

書証甲 1 引用発明の原文については、審決理由 3. 引用例及び周知例等（1 b）（審決 2 頁 9 行目以後）においても同様に記述し、強調のアンダーラインを引いている部分もあります。しかしながら、この引用記述の強調部分と、審決、理由 4. 対比（b）の文章の前半でのカッコによる引用記述は異なっています。

原文である、書証甲 1 引用発明の 2 頁左側 9 行目以後の文章の記述の意図するところは以下のように考えられます。

河心に沿って河床心堤を設置すれば、河川の水流の主力を河心に誘導するので、高速度を以って流下する自然の水流の掃流力が、河床心堤の両側の河床を均等に洗掘するから、河心に沿って河川の定水路が自動的に建設される。したがって、河床心堤は、自動的に建設された河川の定水路を保護し蛇行する水流を矯正するので、以って水災を未然に防止するものです。

本願請求人がここに示した解釈は、審決理由 3. 引用例及び周知例等（1 c）の後半（審決 2 頁 27 行目以後）の記述とほぼ同じであると思います。

上述しましたように、審決、理由 4. 対比（b）の文章の前半で、カッコを以って引用された文章の原文を読む限りにおいて、それに続く文章「～は、河川中央付近の定水路は水流が高速になるから、水流の掃流力により土砂等の流下を促進させる作用も有していることは明らかである。」との記述は誤りだと言うほ

かありません。

また、カッコを以って引用した記述の原文の、書証甲 1 引用発明の 2 頁左側 9 行目以後に続く文章にも「～土砂等の流下を促進させる作用も～」との記述もどこにもありません。

(c) 書証甲 1 引用発明の河床心堤は、その設置場所を河心にすることをその必須条件としています。河川の流れにおいて、河川の中央や流れの中央、つまり流心や河心の流れが最も早く、流心や河心が最も深いことは多くの人が承知している事です。

つまり、書証甲 1 引用発明の河床心堤を建設してもしなくても、流心では周囲より土砂が多く流れ、流心付近が周囲より深くなるのはごく普通の事なのです。

ですから、書証甲 1 引用発明は、増水の際に河川の中央から移動しようとする河心を、河床心堤を建設することにより河川の中央にとどめようとするものだと考えられます。

書証甲 1 引用発明の記述は、すべてそれらを説明するものです。

書証甲 1 引用発明の原文には「第 3 図は河心に沿って設けた河床心堤の作用に依って、心堤の両側に沿った河床が、流下する自然の水流に洗掘されて自動的に出現した河川の定水路の状態を示す河道の断面図である。」(書証甲 1 引用発明 1 頁左側 7 行目から 11 行目) と記述して第 3 図を説明しています。

ここに記述されている「洗掘」という言葉は、土砂が流下するという意味、あるいは土砂が流下するのでその場所が深くなるという意味で使われているようです。

また、書証甲 1 引用発明の記述では、河床心堤を建設していない場所の土砂流下、つまり通常の場合の土砂流下についても「洗掘」という言葉が度々使用されています。(書証甲 1 引用発明の 1 頁発明の詳細なる説明以後、右側 4 行目、同 17 行目、同 26 行目)

書証甲 1 引用発明の記述では、土砂流下を表す言葉「洗掘」が河床心堤の作用

として記述されています。また同様に、河床心堤の無い場所でも土砂流下を表す言葉として「洗掘」が使用されています。

このことは、河床心堤の土砂流下作用は、河床心堤が無い場所の土砂流下作用と同等のものであると考えられている事を示していると思います。したがって、書証甲 1 引用発明の河床心堤では、河川中央の土砂がより多く流下する作用以外には、土砂流下における特別の作用は想定されていないと考えられます。

実際、書証甲 1 引用発明の原文には、本願請求項 1 に係る発明の「土砂の流下を促進させる」との文言は全く存在していません。書証甲 1 引用発明の発明時においては、「土砂の流下を促進させる作用」と言う概念自体が存在していなかったのです。

(d) 書証甲 1 引用発明では「土砂の流下を促進させる作用」のことは全く触れていません。また、その法則を思わせる記述も全くありません。

書証甲 1 引用発明では、河床心堤を設置した河川の中央の流れが早くなるから、より多くの土砂が流下することを記述しています。しかし、それが、河川中央であることによるものか、或いは河床心堤に起因する作用であるのかは、定かではありません。

このことは書証甲 1 引用発明第 2 図によっても伺い知れます。既に何度か説明しているように、河川ではその中央の流れが速く、土砂がより早く流下するので、河川の流れの中央が深くなることは多くの人が知っている事です。しかし、第 2 図ではそのことが明らかにはなっていません。

つまり、河床の中央は多少なりとも深くなっているはずですが、第 2 図上では、それが全く示されてはいないのです。特に第 1 ～ 3 図が直線的な流れの場所を示している事からすれば、いかにも奇異な印象があります。左右両岸の条件が同じなら、直線的な流れの中央が深くなる事は全く普通の事です。

しかしながら、書証甲 1 引用発明において上述の事は全く問題にならない事柄です。書証甲 1 引用発明の目的は、河床心堤を設置することにより水流蛇行を

矯正することにあるからです。

（e）書証甲 1 引用発明は「本発明は河道を流下する水流蛇行を矯正するを以て目的としたもので、」です。（書証甲 1 引用発明 2 頁左側 8 行目）

したがって、その特許請求の範囲においても、図面の略解においても、発明の詳細なる説明においても、「河床心堤」の作用は「～河心に沿って河床心堤を設けて河川の水 flow の主力を河心に誘導して高速度を以て流下し、流下する自然の水 flow の掃流力を利用して河床心堤の両側に沿った河床を均等に洗掘して河心沿って河川の定水路を自動的に建設し、～」（書証甲 1 引用発明の 2 頁左側 9 行目から 16 行目まで。）にあり、それ以上の作用を記述した箇所はどこにもありません。

このような状況にもかかわらず、審決 4. 対比（b）の前半では「～土砂等の流下を促進させる作用も有していることは明らかである。」と記述しています。

書証甲 1 引用発明の「河床心堤」を現時点で正確に評価しようとするなら、「河床心堤」にも「土砂の流下促進作用」がある事を認めない訳にはいきません。それは、前述しました主張その 1 の記述からも明らかです。

しかし、書証甲 1 引用発明の「河床心堤」の及ぼす作用が、河川の中央でその流れが早くなる事に起因する作用だけでなく、「河床心堤」独自に「土砂の流下促進作用」も有することは、本願発明の出願があった事によってはじめて明らかになったことです。

審決理由 4. 対比（b）の前半では、そのことを無視して、まるで「土砂の流下促進作用」の考え方が書証甲 1 引用発明の「河床心堤」の発明時点において既にあったかのような記述をしています。

これでは、書証甲 1 引用発明の出願時において、それより後年に出願された本願発明と同じ概念があったことになってしまいます。

このような時間的順序を無視した比較方法が、特許の査定において許される

とは到底考えられません。

したがって、審決４．対比（ｂ）の前半の「引用発明の「河川の水流の～河床を洗掘し、定水路６．７を建設し」は、河川中央付近の定水路は水流が高速になるから、水流の掃流力により土砂等の流下を促進させる作用も有していることは明らかである。」との記述は全く不当なものです。

（ロ）審決理由４．対比（ｂ）の後半について

（ａ）審決理由４．対比（ｂ）の後半では、「したがって、両者は次の点で一致する。「水の流れの中に、硬質な資材を流れの方向に沿って連続して設置固定することで、土砂の流下を促進させる方法」」と記述しています。

しかしながら、この記述は２つの点で誤っていると言わざるを得ません。

１つ目。先の対比（ａ）において記述されていた、書証甲１引用発明が「～また、同「河床心堤３」は「河川の中央に」設けられていることから～」（審決３頁４．対比（ａ）２６行目）が抜け落ちた対比になっています。

本願請求項１に係る発明では、その設置場所を河川の中央に限っていません。流れのある場所ならどこにでも設置可能です。

２つ目。審決理由４．対比（ｂ）の後半では「～連続して設置固定することで、土砂の流下を促進させる方法。」と記述されています。

本願請求項１に係る発明は確かに「土砂の流下を促進させる方法」です。しかし、書証甲１引用発明は「土砂の流下を促進させる方法」ではありません。これについては、既に前述（イ）において詳細に説明している通りです。

したがって、審決理由４．対比（ｂ）の後半も、これを認めることは出来ません。

（ハ）審決理由４．対比（ｂ）（相違点）について

（ａ）４．対比（ｂ）（相違点）では「本願発明は、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置固定したのに対し、引用発明はそのような特定について定かでない

い点。」と記述されています。本願発明についての説明は記述の通りですが、書証甲 1 引用発明が定かではないとしたのは、意味が不明です。

（相違点）の「～そのような特定について定かではない～」とはどのような特定でしょうか。審決理由 3. 引用例及び周知例等の A 引用例（1 a. 1 b. 1 c）（審決 1 ～ 2 頁目）において、引用発明を詳細に説明しているのにも関わらず、何をもって定かではないとするのでしょうか。定かではないのなら、どうして引用発明の詳細説明の箇所でそれを記述しなかったのでしょうか。

本出願人の承知している限りにおいて、特許の審査に関わる文書では、曖昧な表現と分かり難い表現は慎重に回避されています。特に、指示代名詞の使用についてはその傾向が顕著である印象があります。

（相違点）において、突然にして、引用発明の内容が定かではないと記述されている事や、曖昧な指示代名詞を使用している事には違和感を持たざるを得ません。

審決理由 4. 対比（b）（相違点）も、これを認めることは出来ません。

（二）本願請求人は、書証甲 1 0（平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日提出の審判請求書）の 9 頁～ 1 4 頁まで（f）拒絶査定への備考に対する反論（その 4）及び拒絶理由通知書への反論（その 1）～（その 7）においても、書証甲 1 引用発明の記述を詳細に説明して、本願発明との違いを明確に指摘しています。

しかしながら、審決 4. 対比（a）（b）においてはそれらの記述に言及することも無く、書証甲 9 平成 2 5 年 1 0 月 8 日の拒絶査定に見られたと同じく、書証甲 1 引用発明と本願発明への理解が全く不十分なままにその対比を行っています。

これでは、あたかも、書証甲 1 0 審判請求書を読まなかったのか、あるいは読んでも無視したかのようです。全く不可解だと言えます。

主張その 3（審決、理由 5. 判断（1）及び（2）について）

先に提出した「訴状」請求の原因 3 審決の理由に対する認否の（４）において記述しました事項について詳細に説明致します。

（イ）審決、理由 5. 判断（１）相違点について

（a）審決、理由 5. 判断（１）相違点について、では「～したがって、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置固定して、水流を、誘導したり制御することは、河川等の工事技術において周知技術にすぎないことである。」（審決 4 頁 16 行目以後）と記述しています。

しかしながら、本願発明は従来に無い新しい考え方による新しい発明であり、甲 2 周知例 1 あるいは甲 3 周知例 2 の発明から、本願発明を「～当業者が容易に想到し得たことである。」とする主張は認められません。

杭あるいは柱は、資材の形状あるいは構造的役割を表わす言葉だと思います。特に、柱は、河川の工事の資材としてよりも、建設資材の名称として多くの人々が承知しているものです。柱が使用されている建物は、小さな小屋から住宅、大型公共施設、地下構造物、高層建築物に至るまで多くあります。

全ての建築物に使われていると言っていいくらい、ほとんどの建築物で使われている資材であると言えるでしょう。

例えば、小さな小屋に使われている柱と、高層ビルに使われている柱は同じものなのでしょうか。誰にでも分かるように、それらは、その素材も、大きさも、形状も、使用方法も、その数も異なっているはずです。建築物が異なれば、そこに使われている柱もその使用方法もそれぞれに異なっています。

それは、建築物が異なれば、柱に対する考え方がそれぞれに異なっているからです。小さな小屋に使われている柱と、高層ビルに使われて柱とが、同じく柱と呼ばれたとしても、それらは全く別個のものであり、別個の考え方による使用方法なのです。

建築物の構造を説明する模型や図においても、その主要な資材である柱の様

々な使用方法を示しているものが多く見られます。建築物では、柱の使用方法が異なるから、その建築物も異なったものになります。言い換えると、それぞれの建築物は、それぞれに異なった考え方あるいは思想があるから、異なった構造となり、異なった柱の使用方法になっているのではないのでしょうか。

これらの事情は河川工事における柱の使用方法についてでも同じだと思います。「～したがって、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置固定し、水流を、誘導したり制御することは、河川等の工事技術において周知技術にすぎないことである。」（審決理由 5. 判断（1） 4 頁 1 6 行目～1 9 行目）としても、それぞれの工事の目的によってその杭や柱の使用方法が異なっていることは誰にでも分かることです。

「周知例 1 には、杭に相当する抵抗ブロックを連続的に列柱設置することすることが開示され」（審決理由 5. 判断（1） 審決 4 頁 1 4 行目）「周知例 2 には、柱に相当する半丸太を連続的に列柱配置して側壁構成部材を形成することが開示されている。」（同 1 5 行目）と記述されています。

甲 2 周知例 1 はその目的を「～土砂流下防止工法。」（甲 2 周知例 1、特許請求の範囲 1 頁目左側 7 行目）としています。甲 3 周知例 2 はその目的を「～水路用パネルを提供すること。」（甲 3 周知例 2、要約 1 頁目 5 行目）としています。

甲 2 周知例 1 での柱は「抵抗ブロック」を伴っています。甲 3 周知例 2 での柱は「半丸太」です。このように、河川工事においてそれぞれに柱が使用されていても、その目的も、その使用方法も、その形状も異なっているのです。当然、それぞれの考え方が異なっていることは言うまでもありません。

杭や柱を使用することが「～河川等の工事技術において周知技術にすぎないことである。」としても、甲 2 周知例 1 や甲 3 周知例 2、の技術のそれぞれから、本願発明を「～当業者が容易に想到し得たことである。」（審決、理由 5. 判断（1） 審決 4 頁 2 1 行目）とするのは明らかに誤りです。

これらを前述の建築における柱の場合に例えれば、小さな小屋において柱が

使用されているから、高層ビルにおいて使用されている柱の技術も、小屋において使用されている柱の技術から「当業者が容易に想到し得たことである。」と主張していることになります。

なお、本願発明での目的は「土砂の流下を促進させる」ことであり、（審決理由 5. 判断（1） 審決 4 頁 17 行目）の記述「したがって、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置固定して、水流を、誘導したり制御することは、河川等の工事技術において周知技術にすぎないことである。」とするのは正確な記述ではありません。

また、本願発明の請求項において、「～硬質な資材からなる杭あるいは柱を～」として、柱と共に杭を記述しているのは「杭」と「柱」とはほぼ同じ形状であり、それぞれを区別するのはその太さであると考えられますが、その区別の基準が定かではないので、併記しているものです。

（b） 審決、理由 5. 判断（1） 相違点の末尾の記述について

審決、理由 5. 判断（1） 相違点の末尾の記述においては「そして、本願発明の作用効果は引用発明及び周知技術からみて格別のものではない。」（審決理由 5. 判断（1） 審決 4 頁 22 行目）と記述されています。この記述の根拠はどこにあるのでしょうか。

甲 1 引用発明、甲 2 周知例 1、甲 3 周知例 2、のいずれもその目的は本願発明とは異なっています。また、それぞれの発明の作用もそれぞれに異なっています。そのことは、審決、理由 3. 引用例及び周知例等において自ら明確に記述されています。

また、本願発明は新しい考え方によって想起されたものであって、その作用「土砂の流下を促進させる」も従来に無かった作用を示しています。

にもかかわらず、審決、理由 5. 判断（1） 相違点の末尾において、このような記述をされたのは何故でしょうか。いかなる理由をもって「～格別のものではない。」と記述されたのでしょうか。全く不可解です。

審決、理由 5. 判断（1）相違点について、はこれを認めることは出来ません。

（ロ）審決、理由 5. 判断（2）審判請求人の主張について

（a）a. 杭あるいは柱の「連続性」又は「連続」についてでは、本願明細書【0032】の記述及び本願発明の【選択図】図 1 に表わされた構造物の「連続性」又は「連続」について言及されています。

本願発明による構造の「連続性」又は「連続」については、甲 9 平成 25 年 10 月 8 日の拒絶査定（拒絶査定 1 頁目備考本文 12 行目より 2 頁目 3 行目まで）において言及されていたので、甲 10 平成 25 年 12 月 24 日審判請求書（審判請求書 7 頁目 10 行目より同 9 頁目 16 行目まで）において反論をしました。

今般の審決、理由 5. 判断（2）審判請求人の主張について a. での言及は、この甲 10 審判請求書の記述に対する再度の反論だと考えられます。

審決、理由 5. 判断（2）a. 前段では「請求人は審判請求書第 8 頁において、～必要がある。」（審判 4 頁 26 行目より 30 行目まで）と記述され、その後段の前半では「ところで、本願明細書【0032】には～構造物が図示されている。」（審判 4 頁 31 行目より最終行まで）と記述されています。

ここまでは、甲 10 審判請求書の内容と本願明細書の内容を記述したものであり問題はありませぬ。しかし、この文章に続く記述は認められない内容です。

前述に続いて、審決、理由 5. 判断（2）a. の後段の後半以後では「したがって、出願当初の明細書及び図面の記載を見る限り、本願の「連続性」又は「連続」について、「隙間なく連続」と言う意味に用いられているといえる。」「したがって、本願発明も引用例に記載のものも「隙間なく連続」している意味を有するから、請求人のいう「微妙に異なっています」は適切な見解といえない。」（審決、理由 5. 判断（2）4 頁最終行より 5 頁目 6 行目まで）と記述しています。

(b) 甲 4 出願当初明細書【0033】より【0037】まで、及び【図2】より【図6】まで、では、本願の「連続性」又は「連続」が、「隙間なく連続」と言う意味でも用いられているといえます。

甲 4 出願当初明細書のこれらの記述は、初めて特許を出願するに当たり、特許される発明と、いわゆる発明とを区別できなかったことによる混乱した記述であり、前述の主張その 1 で説明した現象をそのまま記述した結果です。

その後、平成 24 年 7 月 10 日の審査請求の際に書証甲 5 手続補正書を提出して、これら混乱した請求項を削除しました。また、書証甲 8 平成 25 年 7 月 24 日付けの手続補正書においても請求項を補正しています。

実際、審決、理由 2. 本願発明、においても、「本願の特許請求の範囲の請求項 1 に係る発明は、平成 25 年 7 月 24 日付けの手続補正書により補正された特許請求の範囲の請求項 1 に記載された事項により特定される次のとおりのものである。」と記述し、その後に続く記述では、本願請求の請求項 1 の文章をそのまま引用しています。

「水の流れの中に、硬質な資材からなる杭あるいは柱を、流れの方向に沿って連続して列柱状に設置固定することを特徴とする、土砂の流下を促進させる方法。」

また、甲 4 出願当初明細書では、前述混乱した記述だけでなく、【0032】を記述して、同時に【選択図】として【図 1】を提示しています。

すなわち、「審決」においても甲 10 審判請求書においても、その「連続性」又は「連続」を問題とするならば、「～杭あるいは柱を、流れの方向に沿って連続して列柱状に設置固定すること～」における「連続性」又は「連続」の問題でなければならないのです。

にもかかわらず、過去においても争点となることもなかった甲 4 出願当初明細書の記述と図を突然持ち出して争点に加えるのは、全く持って混乱した方法であり、適正な方法とは言えません。

(c) ですから、審決、理由 5. 判断 (2) a. の後段の前半「ところで、～設置された構造物が図示されている。」(審決 4 頁 3 1 行目から最終行目まで) と、それに続く記述「したがって、～用いられているといえる。」(審決 4 頁最終行目から同 5 頁 3 行目まで) とは全く矛盾した記述となっています。

前者では「～隙間なく連続した列柱状の構造物と、間隔を設けて設置された構造物が図示されている。」と記述しながら、すぐ後ろに続く後者では「～本願の「連続性」又は「連続」について、「隙間なく連続」という意味に用いられているといえる。」と記述しています。

これら、審決、理由 5. 判断 (2) a. の後段の記述は、全くの矛盾であり、ほとんど出鱈目と言っていい記述であると言えます。

したがって、審決、理由 5. 判断 (2) 最後の段落(審決 5 頁 4 行目)「したがって、本願発明も引用例に記載のものも「隙間なく連続」している意味を有するから、請求人のいう「微妙に異なります」は適切な見解といえない。」との記述も全くの誤りです。

(d) 本出願人は、甲 10 平成 25 年 12 月 24 日審判請求書(審判請求書 7 頁目 10 行目より同 9 頁目 16 行目まで)において、杭あるいは柱の「連続性」又は「連続」について詳細に説明しています。

しかしながら、今般の審決における主張は、それらをほとんど読むこともなく記述されているかのようです。全く不可解です。

(e) 審決、理由 5. 判断 (2) 審判請求人の主張について a. 杭あるいは柱の「連続性」又は「連続」についての記述は、これを認めることは出来ません。

(ハ) 審決、理由 5. 判断 (2) 審判請求人の主張について、b. 引用例の目的について

(a) 審決、理由 5. 判断 (2) 審判請求人の主張について、b. 引用例の目的について、は大きく分けて 3 つの段落からなっています。

第 1 段の記述は甲 10 審判請求書の内容を引用したものであり、問題はありません。

(b) 第 2 段の前半では、「引用例も、増水時の河川の氾濫を防止することを目的（水災を未然に防止）としており、その意味では本願発明と共通した目的を有している。」と記述しています。

甲 1 引用発明ではその目的を確かに「～以って水災を未然に防止せんとするものである。」（甲 1 引用発明 2 頁左側 15 行目）としています。しかし、本願発明では、そのような記述はどこにもありません。

本願発明では「増水時の河川の氾濫を防止することを目的」として本願発明の構造物を設置する場合がありますが、必ずしもそのことをのみ想定している訳ではありません。

ですから、「その意味では本願発明と共通した目的を有している。」との記述は正確さを欠いた記述であるといえます。

(c) 第 2 段の後半では、「そして、引用発明において、河川中央の定水路は水流が高速になるから、土砂等の流下を促進させる作用もあることは当業者にとって明らかである。」（審決 5 頁 16 行～18 行目）と記述しています。

しかし、この記述は、本出願人が、先述の主張その 2 において既に否定している記述内容と同じです。

先述の主張その 2 の内容は以下の通りです。

甲 1 引用発明では、元々その流れが速い河川の中央に「河床心堤」を設置するから、「河床心堤」による河川中央の定水路は土砂を多く流下させる。しかしながら、甲 1 引用発明では、河川中央の定水路が土砂を多く流下させる作用が、「河床心堤」独自の作用によるものか、あるいは、河川の中央が元々その流れが速いことによるものかは、全く明らかではない。

また、甲 1 引用発明 1 には、土砂の流下を促進させるという記述はどこにも無い。

したがって、前述「そして、引用発明において、河川中央の定水路は水流が高速になるから、土砂等の流下を促進させる作用もあることは当業者にとって明らかである。」との記述は本願発明が出願された以降において初めて成り立つ主張です。甲 1 引用発明の出願時にはこのような考え方は不可能でした。

これらの事柄は既に「主張その 2」において詳細に記述しています。流れにある石や岩が、あるいは流れに設置された杭や柱が、あるいはそれらに類する構造物が、土砂の流下を促進させるという概念は、本願発明が出願されたことによって初めて明らかになった概念であり、本願発明以前にはそのような考え方は無かったのです。

(d) したがって、「そして、引用発明において、河川中央の定水路は水流が高速になるから、土砂等の流下を促進させる作用もあることは当業者にとって明らかである。」(審決 5 頁 16 行目から 18 行目まで)との記述は、本願発明の出願以後において初めて成立する考え方と、それ以前から知られていた、河川中央の流れが高速になる事とを混乱させた記述です。ですから、この記述は当然に間違いです。

本願発明と甲 1 引用発明との、特許出願の時間的前後関係を混乱させた審査官の主張を認めることは出来ません。

(e) 以上より、b. 引用例の目的についての最終行の記述「よって、請求人の主張は採用できない。」との記述も認めることが出来ません

主張その 4 (本願発明と甲 1 引用発明との違い)

審決 理由 5 判断 (2) 審判請求人の主張について (審決 4 頁 24 行目以下) に記述された、杭あるいは柱の連続性について、本願発明の請求項及び明細書の記述から、より解り易い例を説明します。

(イ) 本願発明と甲 1 引用発明とでは、その設置場所とその構造が大きく異なっています。

本願発明は、水流の中に、杭あるいは柱を、流れに沿って列柱状に設置固定します。甲 1 引用発明では、河川の中央に、塀状の河床心堤を、河心に沿って設置固定します。

この違いが端的に表れている設置例が考えられます。設置例が考えられるとするのは、現時点では設置されたことが無いからです。

本願発明の甲 4 公開特許公報【発明の詳細な説明】【0028】では、「～、河川最下流部の河口において、土砂が河口を塞ぐ場合にもこの構造物の設置は効果が期待できます。」と記述しています。

水流が常に海に向かって流れ込んでいる大きな河川や中規模の河川では、そのようなことはありません。でも、水量が少ない小河川では、その河口が砂などの土砂によって埋まってしまうことがあります。

雨後などで水量が多いときには、河口にある砂などの土砂は水流が海へと流してしまいます。しかし、渇水時など、水量が少なかったり、ほとんど無くなってしまうようになると、海から打ち上げられる砂などの土砂が堆積して河口を塞ぎます。

このような時に、思いがけない増水があったりすると、河口まで下って来た水の行き場が無くなり、急に増加した水流が下流域にあふれます。

このような事態を防ぐために、河口岸辺の片側や両側から海に向かって、導流堤が築かれている事が多くあります。

ところが、河口から海に向かう導流堤には困った副作用があります。

土砂によって塞がれてしまう河口のほとんどは、砂などの土砂が堆積した砂浜に面しています。それら浜辺にある砂などの土砂は、土砂の供給源である、もっと大きな河川の河口等から海岸線に沿って移動して来たものです。あるいは、土砂の供給元が河口を塞がれてしまった河川自体だったりすることもあるので

す。

浜辺の土砂を海岸線に沿って移動させているのは、海から浜へと打ち上げている波の力です。

海から浜辺へと打ち寄せる波は、その時々気象条件によって、その打ち上げる方向が僅かずつ異なっています。打ち寄せる波の方向が、陸に向かって真っ直ぐではなく、海岸線のどちらかの方向に偏っているときに、海底にあった土砂や波打ち際にあった土砂が、海岸線に沿って移動します。

海岸線に沿って移動する土砂は、その時々気象条件によって、浜辺を長い距離に亘って移動したり、ほとんど移動しなかったりもします。しかし、年間などの長い期間を考えれば、その移動方向はほとんど一定です。

常に浜辺へと打ち上げている波が、土砂を最も多く移動させているのは波打ち際です。土砂が最も多く移動しているのは、海中では無く、波が打ち上げられ波が引き戻されている渚と、そこに隣接する浅い海底なのです。

前述の河口に設置された導流堤は、上述の土砂の移動作用を妨げてしまいます。実際、導流堤の設置後に、河口の左右どちらかの浜辺が侵食されてしまう例が多く、河口で見られます。波の力によって移動する土砂の移動を、導流堤が妨げているのです。

本願発明による、杭あるいは柱を列柱状にして河口に設置固定した場合では、河口に土砂が堆積して河口を塞ぐことを防ぐと共に、波による土砂の移動を妨げる事が少なくなります。

甲4公開特許公報【選択図】【図1】で、右側の連続した列柱状の柱を河口の上流側に設置します。同じく、【図1】左側の間隔を開けて列柱状に連続した柱を河口の海側に設置します。

もちろん、両者は流れの方向に沿って接続して設置します。それぞれの柱の高

さは、浜辺の砂浜の高さと同じくして、海側ほど低くします。

河口から流れ出る水量が多いときには、列柱状の柱が連続している付近の河床が流れの中で最も深くなり、水と土砂が海へと流れ出します。

河川の水量が減少して来ても、柱を連続して設置した場所は、柱が無いときに比べて深くなっていますから、柱が無いときに比べて、より海に近い位置まで水流が流れ出します。河川の水量が極めて少なくなった時でも、柱を設置した場所には深くなった地形がそのまま残ります。

河川の水量が減少すれば、河川的水流が土砂を流下させる作用よりも、波が土砂を浜辺に打ち上げる作用のほうが強くなる機会が増えます。その時でも、間隔を開けて列柱状に連続させた柱の場所に打ち上げられた土砂は、柱が無い時に比べて、波と共に海へと流れ下る割合が多くなります。

したがって河口の上流側から続く、柱の設置した場所が深くなる状況は維持されます。つまり、それだけ河口の水は海へ向かって排出され易くなります。

仮に、列柱状の柱を連続して設置したにも関わらず、河口が土砂によって塞がれてしまった場合であっても、柱を設置した場所は、谷間状に深くなっていますから、河川の水と海水とは繋がり易くなります。

河川の流れが全く流れ出さなくなる機会は少なくなるでしょう。

土砂を海岸線に沿って移動させる波が発生した時でも、海側に連続して設置された柱は、その間隔が開けてありますから、移動する土砂は柱と柱の間を通過していきます。

移動する土砂は斜めや横方向に打ち上げられる波によって、波打ち際を移動するのですから、間隔を開けて連続して設置した柱はその移動を妨げる事が多くありません。

また、列柱状の柱を設置する場所は、土砂の堆積している河口に限られますから、従来の導流堤のように海底にまで延長させる必要がありません。当然、岸辺

近くの浅い海底での土砂の移動を妨げることはありません。

甲 4 公開特許公報【選択図】【図 1】左側に見られるように、間隔を開けて列柱状に連続した柱を河口の海側に設置した場合は、海岸線に沿って波打ち際を移動する土砂の移動を妨げる事が少なくなります。

もちろん連続する柱の間隔を広げる程、土砂の移動を妨げる事が少なくなりますから、柱の設置に関する工夫の余地は大きいといえます。また、それらの柱の設置やその設置の変更やその撤去は、導流堤の場合に比べて、はるかに容易なことは言うまでもありません。

上述した事例を考慮すれば、河川の中央に塀状の河床心堤を河心に沿って設置固定することにより、河床心堤の両側に沿った河床を均等に洗掘して河心に沿って河川の定水路を自動的に建設する、甲 1 引用発明から、本願発明を「当業者が容易に想到し得たことである」（審決 5. 判断 4 頁 2 1 行目）と主張するのはほとんど荒唐無稽だといえるのではないのでしょうか。

また、同様に、甲 2 周知例 1、甲 3 周知例 2 をもって、本願発明を「当業者が容易に想到し得たことである」と主張することも明らかな誤りです。

主張その 5（審決、理由 6. むすび について）

先に提出した「訴状」請求の原因 3 審決の理由に対する認否の（5）において記述した事項について詳細に説明致します。

（イ）前述した、主張その 1 ～主張その 4 の記述で明らかになりましたように、審決、理由 6. むすびの「本願発明は引用発明及周知技術に基いて当業者が容易に発明することができたものであり～本願は拒絶すべきものである。」との記述は明らかな誤りです。

したがって、特許庁が不服 2 0 1 3 - 2 5 2 2 5 号事件について平成 2 7 年 1 月 2 0 日にした審決の取り消しを求めます。

(ロ) 特許庁が不服 2013-25225 号事件について平成 27 年 1 月 20 日にした審決は、その内容が極めて不可解なものです。

前述、主張その 1 及び主張その 2 において記述しましたように、平成 27 年 1 月 20 日の審決では、書証甲 10 審判請求書の記述内容のほとんどを無視して、それについて言及していません。

書証甲 10 審判請求書では、本願発明が河川における土砂流下の自然法則にしたがって考案されたものであり、その考え方が従来には無かったものであることを詳細に説明しています。

この説明こそが本願発明の核心であり、また、本願発明が当業者によって容易に発明できたものではないことを明確にするものでもあります。そして、その記述は書証甲 10 審判請求書全 15 頁のうちで 6 頁に及んでいます。(書証甲 10 審判請求書 2 頁～7 頁)

また、書証甲 10 審判請求書では、書証甲 1 引用発明の記述を詳細に説明して、書証甲 1 引用発明の内容から当業者が本願発明を容易に発明できるとするのは誤りであることを明確にしています。

そして、その記述は、書証甲 10 審判請求書全 15 頁のうちで 6 頁に及びます。(書証甲 10 審判請求書 9 頁～14 頁)

どうして、平成 27 年 1 月 20 日の審決では、書証甲 1 審判請求書の大部分を占める記述について言及されずに無視されたのでしょうか。

また、主張その 2～主張その 4 で明らかにしましたように、平成 27 年 1 月 20 日の審決の主張は全くの誤りであり、特許審査の方法として考えられない論理展開によっているものもあれば、誰が読んでも矛盾していると分かる記述さえあるのです。

特許庁審査官三人ともう一人は、何ゆえにこのように杜撰で出鱈目な記述を

もって審決としたのでしょうか。そのうちの誰一人としてこれらの誤りに気が付かなかったのでしょうか。頭脳明晰な審査官が揃いもそろって勘違いをしたとでも言うのでしょうか。全く不合理で不可解な記述内容としか言いようがありません。

(ハ) しかし、これらの不可解も見方を変えたとその様相が明らかになります。不合理で不可解な審決の記述も見方を変えれば、つじつまが合う記述理由があった事が明白になります。

特許庁が不服 2013-25225 号事件について平成 27 年 1 月 20 日にした審決は、真摯な態度をもって本願発明を審査したものではありません。

平成 27 年 1 月 20 日の審決は、「本願は拒絶すべきものである」との結論が審査の前に決定されていて、それに副うように論述を進めたものです。

仮に、書証甲 10 審判請求書の 2 頁～7 頁までの記述に少しでも触れれば、本願発明の主張を認めざるを得なくなるので、それらの記述には全く言及しなかったのです。

また同じく、書証甲 10 審判請求書の 9 頁～14 頁までの記述に言及すれば、甲 1 引用発明をもって本願発明が当業者によって容易に発明できたとする主張も成り立たなくなるのです。ですから、平成 27 年 1 月 20 日の審決は、書証甲 10 審判請求書のこれらの記述には言及していないのです。

特許庁審査官三人ともう一人は、何としても、本願発明を「本願は拒絶すべきものである」としなけばならなかったのです。ですから、ほとんど出鱈目としか言いようのない論理展開を繰り広げ、本願発明を「本願は拒絶すべきものである」としたのです。

平成 27 年 1 月 20 日の審決は、確かに文章の形式としては論理的であり、全くの正論であるかのようにです。しかし、平成 27 年 1 月 20 日の審決の前提である、書証甲 1 引用発明と書証甲 10 審査請求書を詳細に読めば、その審決が全くのでっち上げである事は明らかです。

以上のように考えれば、特許庁が不服２０１３－２５２２５号事件について平成２７年１月２０日にした審決の内容がいかに不合理で不可解であったとしても、その成立過程は十分に理解可能です。

特許庁が不服２０１３－２５２２５号事件について平成２７年１月２０日にした審決は、このようにして成立したものです。全く残念なことです。

平成２７年１月２０日の審決に関わった、特許庁審査官三人ともう一人は、その誇りを失い、その使命をも見失ってしまったのでしょう。

特許庁の審査官に誰もがなれる訳ではありません。極めて厳しい選抜を受けてようやくにして審査官になったはずです。特許庁の審査官の論理的思考能力や文章作成能力の高さは多くの人の知る所です。しかし、これらの審査官はその能力を自ら否定しているのです。

また、特許庁の審査官が、諸外国に対抗して日本国の先進の技術やその思想を確立する立場にあることも忘れてしまったのでしょう。

特許庁の審査官が真剣に業務に取り組んでいるからこそ、世界中の人々が日本が認めた特許を重要なものと考えて対応しているのです。自らの能力が日本国の能力を代表していることなどどうでも良いことなのでしょう。

(二)では、なぜこのような不正が発生したのでしょうか。それは、本出願人が個人で特許を出願し、個人で審査請求をし、個人で審判請求をしたことと関連していると考えています。

一旦、特許庁によって「本件審判の請求は成り立たない」と判断された審決を覆すためには、知財高等裁判所に訴訟を起こさなければなりません。本願発明の場合はそれに当たります。

知財高等裁判所で訴訟を起こすのは、簡単な事ではありません。まず、その費用が必要です。

本出願人が知り合うことができた弁理士の先生に伺ったところ、その費用として、本出願人の年間生活費の大部分を費やさなければならない程の金額が必要になるとのことでした。

弁理士の先生には説明しませんでしたでしたが、本出願人は特許審査請求の費用の特例を頂いているのです。この制度があったから、本出願人は特許審査請求が出来たのです。費用の問題は重要です。

また、知財高等裁判所で訴訟を起こすのには、法律の知識が必要なことも当然のことです。法律の知識が無ければ、訴訟を起こすことも訴訟に勝つことも出来ないことは明らかです。ですから、知財高等裁判所の訴訟は、前述のように弁理士や弁護士の先生方が代理人になることが多いのです。

これらの事情から、個人で知財高等裁判所に訴訟を起こすことはほとんど無い。また、当事者が会社であったとしても、金銭的に余裕のある会社でなければそのような訴訟は起こさないと、弁理士の先生から説明がありました。

それに、時間的余裕も充分に必要なことも説明されました。ましてや、弁理士や弁護士の先生方の助けを借りずに、個人だけで訴訟を起こすのは全くの無謀であるとの事でした。つまり、本出願人は、弁理士の先生から、知財高等裁判所に訴訟を起こすべきでは無いとの助言を頂いたのです。

特許庁の審査官はこれらの事を十分に承知して、平成27年1月20日の審決を決定していたのです。本出願人が知財高等裁判所に訴訟を起こすことは無いと確信していたのに違いありません。ですから、ほとんど出鱈目な平成27年1月20日の審決を平然として決定したのでしょう。

先にも述べましたように、平成27年1月20日の審決はそれだけを読めば、一か所を除いて、ほとんど誤りを見出すことが出来ない文章です。文章としての論理形式に誤りはほとんどありません。どこからも異論が出るはずが無いと考えたのでしょう。

平成27年1月20日の審決は、差別的判断による不正な決定です。弱いもの

いじめです。審査官は、公務員として、常識ある成人として、明らかな誤りを犯しています。

本願請求人のこの訴訟は、知財高裁におけるものです。したがって、この訴訟の前提となっている平成27年1月20日の審決は、地方裁判所の判決と同じ意味を持っています。

このことは、前述の弁理士先生からも丁寧な説明を頂きました。弁理士の先生の説明には高等裁判所への訴訟を軽々しく考えるべきではないと言う意味もあったのです。

平成27年1月20日の審決を行った特許庁の審査官は、日本の裁判制度をも否定し侮辱していると言えます。

では、なぜにして、このように愚かな行為を行ったのでしょうか。それが問題です。

主張その6（思いがけなくも知財高裁で原告とならざるを得なかったことの、経過とその感想）

（イ）主張その1で説明しましたように、本出願人は必要があつて特許出願をしました。しかし、特許出願をするまでに、特許の事に関わった経験は全くありませんでした。ですから、本出願人はその時点で、特許についてのイロハから学ばなければなりませんでした。

幸いにして、特許や商標など知的財産の普及を図る団体がある事を知って、その職員の方々から様々な事柄を丁寧に教えて頂きました。

さらに、その団体が実施している無料相談会では弁理士の先生方から明細書や請求項の具体的な書き方を何度も教えて頂きました。特許を出願したのは本願発明だけではありませんでしたから、多分、20人近くの先生方から様々な教えを頂いたことでしょう。

無料相談会の折に初めて知ったことですが、弁理士の先生方の能力の高さには全く驚かされました。なんでもよくご存じで、なんでも論理的に説明出来るし、日本語の語彙は豊富ですし、頭の回転の速さも驚くべきものでした。

「一を聞いて十を知る」という表現がありますが、弁理士の先生方は皆さんそのような能力の持ち主ばかりでした。特許を取得することがどれほど困難なことであるのか、よくよく知らされた思いがしたものです。

先生方の教えや助言は多くありましたが、そのほとんどは請求項に関連する事柄でした。でもその中で、気になる助言もありました。それは、「この方面の発明は無駄だから止めたほうがいいよ」とか「これは無理だからあきらめたほうがいいですよ」とか「この方面の発明はやめて違う方面の発明にしたほうがいいですね」と言った助言でした。

無料相談会ですから相談時間は長くありません。明細書と請求項を読んで頂ければ、その後の時間はもう多くありません。とにもかくにも請求項と明細書が重要であるというお話でしたから、本出願人はそれ以上の事柄について詳しく伺っている時間はありませんでした。

気になる助言ではありましたが、その助言は、本出願人の明細書や請求項の記述がそれらの水準に達していない事への注意であると考えました。また、本出願人はとにかく特許出願をすることを最優先に考えていたのです。

幾つかの特許出願の後、審査請求も行いました。もちろん、また職員の方々や先生方に何度も相談しました。

審査請求後に、特許庁からお送り頂いた書類は考えていた以上に厳しいものでした。それら拒絶理由などの書類の記述は、審査官の能力の高さと特許庁の組織としての能力を十分に物語っていました。

特許庁からの書類は、弁理士の先生方から受けた印象以上に、審査官や特許庁の実力を印象付けるものでした。日本の特許制度は、このように優秀な方々が堅持しているのだとつくづく納得させられたものです。

(ロ) 本願発明に関わる書類のやり取りにおいても、書証甲 6 平成 25 年 5 月 31 日の拒絶理由通知書までは、上述の状況に変わりはありませんでした。

ところが、それに続いて提出した書証甲 7 意見書及び書証甲 8 手続補正書に対する、書証甲 9 平成 25 年 10 月 8 日の拒絶査定ではそれらの印象は少し変えざるを得ませんでした。どこか、論点をはぐらかしている印象があったのです。

それでも、本出願人は、書証甲 10 平成 25 年 12 月 24 日の審判請求書を提出することにしました。それ以前の書類のやり取りで論点が整理されてきていましたから、本出願の発明は特許とすべきものであるとの確信を抱いていたのです。

仮に、一人の審査官によって理解されなくても、三人の審査官によって丁寧に審査して頂ければ確実に特許査定されと考えていたのです。

しかし、平成 27 年 1 月 20 日の審決は全く思いもよらないものでした。本出願人は、審決の文章の最初にある結論の部分を読んだところで、その書類を投げ出してしまいました。その後 2～3 日は結論以後の文章を読む気にさえなりません。でも、現実を受け入れなければなりません。

審決の文章を最初に読んだ時の印象では、なるほどそういう事だったのかと納得せざるを得ませんでした。でも、どこかしら諦めきれない思いがあったので何回も読み返したのです。

すると、奇妙で不可解な事実が幾つか見つかりました。それによって、状況が少しずつ明らかになってきたのです。その詳細は、主張その 1、主張その 2、主張その 3、主張その 5 によって既に明らかにしています。

審決の文章を読み返している時に思い出したのが、前出(イ)で記述しました弁理士の先生方の助言でした。本出願人はその時に至って、ようやく先生方の助言の意味を知ったのです。

先生方は、既に何度か、本出願人と同じような経験をなさっていたのでしょう。ですから、事情を知らずにいる本出願人に重要な助言を下さったのです。

(ハ) 審決の内容が受け入れがたいものであると分かった後でも、知財高裁に訴状を提出するかどうかは別問題でした。前述したような事情もありました。また、本願発明が特許とされるかどうかについての確信もありませんでした。

それでも、知財高裁のWEB上の頁を何度も読んでみました。思い切って、WEBでも分からなかった事柄を電話で問い合わせてみました。全くの初歩的質問でしたが、職員の方が丁寧に教えてくださいました。それによって、ようやく、訴状を提出してみる勇気を持ったのです。

それでも、本出願人は迷っていました。訴状が受け付けられた後、書記官さんの助言によって、証拠説明書を提出してから、本出願人の決意はようやく固まりました。

本出願人は、個人的理由から特許出願をしたのです。本出願人は荒廃し続けていく河川や海岸を一日も早く回復させたいと願っています。

本願発明が特許として査定されれば、それが今まで考えられたことない新しい方法であることが明確になります。当業者でなくてもその方法を容易に知ることが出来ます。国や県の職員であっても新たな方法を採用するのに障害が少なくなります。河川や海岸の回復が早くなることが考えられるのです。

それに、特許として査定されれば、それが本出願人の生活を安定させる可能性もあります。

本出願人が、思いがけなくも知財高裁で原告とならざるを得なかった理由の第一は、特許庁が不正による誤った審決を下したことにあります。

その理由の第二は、本出願人個人の思いです。しかし、それは、本出願人個人の思いだけではありません。

本出願人が現在の状況に至るまでには、多くの人々の助けがありました。団体の職員さんも弁理士の先生方も、本当に親身になって相談に応じてくれました。また、知財高裁の皆さんも真剣に対応してくださいました。それらの方々は、自

らの仕事に誇りをもっています。誠意をもって仕事に励んでいます。

また、特許審査請求の費用を免除して頂ける制度を作って下さった国会議員の方々にも感謝しなければなりません。

しかし、特許庁の審査官には、このような思いは無いのでしょうか。本出願人はこの訴訟において負ける訳にはいかないのです。本出願人を支えて下さった多くの皆さんのためにも、負けるわけにはいきません。

(二) 民主主義は優れた政治制度ですが、随分と手間暇のかかる制度です。常に誰かが声を挙げていなければ、妙な方向に行ってしまうたり、内部から腐りが始まってしまうのです。これは日本に限った話ではなく、諸外国の近代や近年の歴史を振り返って見ても容易に理解できることです。

例えば、何年か前より、日本では裁判員制度が始まりました。言うまでもなく、これは民間の声を裁判制度に活用させようとするもので、前述の考え方を制度化したものとも言えるでしょう。

困難な仕事であるのにも関わらず、多くの国民がこの制度を支持し、進んでその任にあたっています。それらの人々を、本出願人は尊敬しています。もし、本出願人がその任に選ばれたとすれば、本出願人もそれを拒むことは無いでしょう。

本出願人の今般の訴訟も同じようなものではないでしょうか。本出願人は必要があって特許を出願し、審査請求をしました。しかし、思いがけなくも、知財高裁へ訴状を提出しなければならないことになりました。特許庁の審査官が真摯に仕事に取り組んでいればこのようなことは有り得なかったのです。

本出願人は、たまたま、このような状況に立ち入ったのに過ぎません。決して、本出願人自ら望んでこのような状況になったものではありません。

(ホ) 平成27年1月20日の審決は、それを担当した三人と一人だけによって成し遂げられたものではありません。特許庁に内部にはそのような不正を支える仕組みがあるのです。それでなければ、このような審決が決定される訳がありません。

前述した、弁理士の先生方の言葉から推理するなら、その不正の仕組みは近年になってから出来上がったものではないでしょう。

全ての弁理士の先生が認識していることでは無いかもしれません。しかし、そのことを承知している先生方は多くいるのに違いありません。

この事から考えるなら、特許庁の不正は、職員の何代かに亘って長年に亘り引き継がれてきた仕組みだと考えるべきでしょう。その内容や規模の大きさや期間の長さや秘密保持力から推理するなら、特許庁の高位の職員が関係していることは間違いがないでしょうし、複数の官庁が関係していることも明白でしょう。

神社やお寺などにある大木が、強い風雨でもないときに倒れてしまうことがあるようです。そのような大木の幹の内部を見ると、シロアリの被害や腐りが広がっていたりします。

大木の外見からは幹の内部の状況を伺い知ることが出来ないのでしょう。このようなニュースを何回か目にしたことがあります。

それらのシロアリの巣や腐りは、最初から大きかったものではありません。始めは小さかったものが次第に大きくなったものです。同じようなことは、人間が築く組織についても言えるようです。

人間の組織でも、何らかの不正が行われている組織はその不正の規模を次第に拡大していきます。たった一人が始めた不正であっても、それが見過ごされて継続するうちに、誰かがそれを真似するようになります。

やがて、不正は組織全体に広がります。仮にその不正が組織の上層部によって行われていたとすれば、その不正はたちまちにして組織全体に広がります。

これは、本出願人が特に指摘するまでも無いことでしょう。過去においても、現在においても、日本に限らず世界中において、頻繁に発生している事です。官庁でも、会社でも、軍隊でも、その他あらゆる組織において当てはまることです。

もちろん、特許庁においても当てはまっているであろう事は当業者でなくても容易に推測できることです。

本出願人の場合は、不正行為によって特許の取得が妨げられています。逆に、不正行為によって本来取得されるべきではない特許が取得されたりしている事もあるのでしょう。本出願人は、そのような例の一つを見つけたことがあります。

弁理士の先生方の助言の言葉では、その指摘している分野の範囲が明確ではありません。おそらく治水に関わる分野の事を指しているのだと思うのですが、本出願人はその詳細を知りません。

その分野あるいはこの分野と言う分野も、その範囲を拡大している可能性があります。もしかすると、特許庁は、もはや伏魔殿ともいうべき存在かも知れません。

もちろん、これらの考えは本出願人の推測に過ぎません。本出願人にはそれらを調査する能力も権限も無いのですから。本出願人は、特許庁が行っている不正について、ほとんどその実態を知りません。本出願人としては第三者による公正で厳正な調査を強く望むだけです。

特許庁によるこの不正、あるいはそれらの不正は、公正で厳正であるはずの特許制度の根幹を全く裏切るものであり、同時に裁判制度の公正と厳正をも裏切っているものです。その罪は極めて重大です。

解らないのは、不正には直接関わらなかった審査官の皆さんの事です。本出願人が遭遇した今回の不正に全ての審査官が関わっていたとは考えられません。

今回の不正を実行したのは、大勢いる審査官の内の一部にしかすぎません。多くの審査官は今回の不正には関わっていなかったと考えられます。

しかし、今回は不正を実行しなかった審査官は長年に亘る不正を全く知らなかったのでしょうか。

それは考えられない事です。新入職員ならともかく、何年も特許庁に勤務している審査官の皆さんがそれらの、うわさや証拠を見聞きした事が無いなどと言うことはあり得ません。

見て見ぬふりを決め込んでいる大多数の審査官にも重大な責任があります。長年に亘る不正に対して内部告発が無かったのは全く不思議であり、強く糾弾されるべきでしょう。

高名な政治家が「技術立国を目指す」と発言していました。その政治家に限らず、多くの日本人がその考え方に賛成している事でしょう。

しかし、その肝心かなめにある組織が長年に亘って不正を続けていたのです。その政治家が知ればなんと思うことでしょう。

この問題はその政治家だけの問題ではありません。全国民の問題でもあるのです。

(へ) むすび

以上、主張その1～主張その6に記述しましたように、特許庁が不服2013-25225号事件について平成27年1月20日にした審決は、不正による審決であり、全くの誤りであります。

本出願人は、全ての国民が納得する、公正で厳正な判断を望みます。